

お知らせ



理解し、マナーとルールを守る必要があります。みなさんのご協力をお願いします。

東北税理士会 相馬支部

毎年2月23日は
「税理士記念日」です

東北税理士会相馬支部では、記念行事の一環として、税理士による「税の無料相談」を行います。お気軽においでください。

福祉環境グループ

より清潔で美しい 広野町へ

「広野町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」が制定され、平成23年4月1日より施行されます。

この条例は、たばこの吸い殻、空き缶などゴミのポイ捨てや飼育犬のふんの放置を防止するものです。清潔で美しいまちづくりを一層進めるために必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活環境を確保することが目的です。

町ではポイ捨てなど防止監視員を置き監視活動や指導を行います。監視員の命令に従わないときは、3万円以下の過料が課せられます。町民一人ひとりが条例の趣旨を

- 日時 2月23日(水) 午前10時から午後4時まで
 - 場所 第一会場 相馬市 ショッピングタウンVega ジャスコ相馬店 (相馬市馬場野字雨田51)
 - 第二会場 大熊町 スーパーセンター PLANTER 4大熊店 (大熊町大沢字中央1300)
- 佐藤達雄支部長事務所
☎0244-3616951

相双地域雇用創造 推進協議会

就職サポート巡回相談

あなたの「就職活動」をサポート!

- ◆自分探しのカウンセリング
- ◆効果的な応募書類の書き方
- ◆面接で効果的に自分を売り込む方法
- ◆職場内での問題についてのカウンセリング
- ◆転職を考えている方の相談
- ◆仕事についてのご相談に、きめ細やかに対応します。

- 会場 広野町役場1F 図書室
 - 相談スケジュール 2月7日(月)・9日(水)
 - 相談時間 午前10時～午後4時 (正午～午後1時は除く)
 - 対象者 地元での就職・転職をご希望の方、または在職者の方
 - 相談料 無料
- 相双地域雇用創造推進協議会事務局
☎・FAX 0244-2413650
E-mail: sousoukoyou@bz03.palao.jp

県民の皆様へのお願い

鳥インフルエンザウィルスについては、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。県民の皆様には、野鳥が死んでいる場合などについて、下記の点を参考していただき、冷静に対応してください。

- ①死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。もし触れた場合でも、「手洗い」と「うがい」をしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- ②野鳥に近づきすぎないようにしてください。野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウィルスが他の地域へ運ばれるおそれがあります。
- ③野鳥を追い立てたり、捕まえようとするのは避けてください。
- ④野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

■お問い合わせ先
相双地方振興局県民生活課 ☎0244-26-1144
県庁生活環境部自然保護課 ☎024-521-7210



子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査) が始まりました!

近年、子どもたちの間では、ぜんそくやアトピーなど、生活環境の中にある物質が原因のひとつと考えられる病気が増えています。

環境省ではその原因を明らかにし、病気の予防に役立つ対策を立てたり、子どもが健やかに育つための環境の整備をするために、子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)を今年の1月末から始めました。

- 対象者 福島市、相双地区に住民票を持つ、出産予定日が2011年8月以降の妊婦さんと、その赤ちゃん、お父さん。(今後も日本国内にお住まいの方)
- 期間 参加者募集期間………2011年1月末から3年間
調査期間………お子さんが13歳になるまで
- 調査の流れ 調査は専門のスタッフが赤ちゃんとお両親の健康を第一に考えながら進めていきます。

妊娠中	妊娠初期	医師や調査担当者の説明を聞いて納得してから参加	●採血、採尿 ●質問票調査
	妊娠中期	お母さんと赤ちゃんの健康状態をチェック	●採血、採尿 ●質問票調査
	出産時	お母さんと赤ちゃんの健康状態をチェック	●へその緒の血液(臍帯血)を採取 ●お母さんの血液・毛髪を採取 ●赤ちゃんの血液をろ紙採血で採血
	1ヵ月後	赤ちゃんの健康状態をチェック	●母乳の採取 ●赤ちゃんの毛髪を採取 ●質問票調査
	6ヵ月後～13歳になるまで	13歳に達するまでお子さんの健康状態をチェック	●質問票調査(半年ごと)

あなたの赤ちゃんと未来の子どもたちのために、
「エコチル調査」へのご参加をお願いいたします

- 参加者ご本人に関するお問い合わせ先
福島ユニットセンター事務局
☎024-547-1449
平日9:00～17:00(土日祝日を除く)
- 調査全般に関するお問い合わせ先
エコチル調査コールセンター
☎0120-53-5252
9:00～21:00(フリーダイヤル、年中無休)

富岡消防署

屋外での火災に注意しましょう!

『消したかな』あなたを守る 合言葉 2010年度 全国統一防火標語

空気が乾燥する季節

現在、空気が乾燥して全国で火災が多発傾向にあります。特に野焼きなどを実施した際、強風にあおられて火災となってしまうことが多く、いったん発生した火災は延焼拡大する恐れが高いので注意が必要です。

野焼きを行う際には、必ず消防署へ届出をしてください。また、乾燥注意報が発令されている時には、できるだけ火気の使用を控えましょう。

乾燥注意報とは?

乾燥注意報とは、火災の危険が大きいと予想される場合に火災予防のために気象庁が発する注意報です。

火災発生の危険が著しく大きい場合で、一定の気象条件を満たした場合には、消防長が火災警報を発令して特別な警戒態勢をとります。

屋外で発生しやすい火災



林野や田畑で多発している火災の原因として、「たき火」、「火入れ」が挙げられます。

たき火・火入れから火災に至る理由は次のようになります。

- ◆飛び火により他へ延焼する。
- ◆風にあおられて炎が拡大する。
- ◆自然に消えると思い放置した。
- ◆消したつもりだが、残っていた火種で再燃する。

住宅用火災警報器の設置期限が迫っています!

一般住宅の寝室などに住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。

大切な家族を火災から守るためにも、早期の設置を心がけてください。

平成23年5月31日まで
残り120日
(平成23年2月1日現在)



■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 榎葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119